

2026年7月7日

株主各位

神戸市中央区浪花町15番地
株式会社ノザワ
代表取締役社長 野澤 俊也

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2026年6月26日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 17,281株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,215円
4. 給付金額の総額	金20,996,415円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2026年6月26日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役10名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金20,996,415円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,215円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 10名 17,281株 ※社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2026年7月22日

以上